

※この法令は廃止されています。

平成二十七年政令第百十八号

平成二十七年政令第百十八号

高年齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十七年政令第百十八号

高年齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

（前期高年齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十七年政令第百十八号

（負担調整基準率）

第三条 平成二十七年政令第百十八号

附則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年五月二十九日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。